

松川町国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和 7 年 5 月 16 日 午後 7 時 00 分～

場所 松川町役場 2 階 協議会室

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 町長あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 諮 問
- 6 会議録署名委員の選任について
- 7 協議事項（進行：会長）
 - （1）国民健康保険事業の状況について
 - （2）令和 6 年度 国民健康保険特別会計決算見込みについて
 - （3）令和 7 年度 国民健康保険税率（額）について
 - （4）令和 7 年度 国民健康保険事業特別会計 6 月補正（案）について
 - （5）連絡事項
 - ① 答 申 （令和 7 年 5 月 20 日 9：00～）
 - ② その他
- 8 閉 会

松川町国民健康保険運営協議会委員名簿

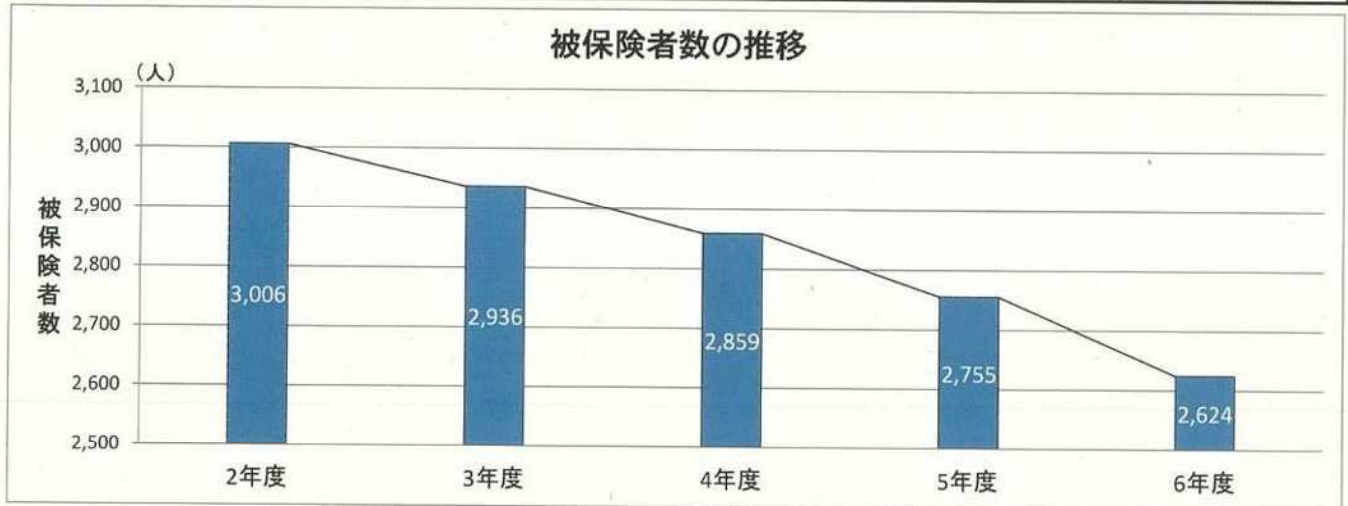
	氏 名	任 期
公 益 代 表	星 野 光 洋	令和6年11月30日 ～ 令和8年11月29日
〃	宮 下 明	令和6年11月30日 ～ 令和8年11月29日
〃	谷 川 博 昭	令和6年11月30日 ～ 令和8年11月29日
〃	柳 原 猛	令和6年11月30日 ～ 令和8年11月29日
保 険 医 代 表	宮 澤 豊	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
〃	米 山 繁 樹	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
〃	中 塚 龍 也	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
〃	横 田 陽 一	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
被 保 険 者 代 表	下 澤 淳 子	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
〃	佐 藤 八 重	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
〃	西 尾 幸 久	令和4年6月1日 ～ 令和7年5月31日
〃	宮 澤 由 美 子	令和7年4月1日 ～ 令和7年5月31日

【協議事項(1)】国民健康保険事業の状況について

1. 国民健康保険被保険者の状況

(1) 被保険者数の推移(各年度3月31日時点)

年度	世帯数	被保険者数	前年比	被 保 険 者 の 内 訳	
				人数	前年比
2年度	1,778	3,006		3,006	
3年度	1,763	2,936	97.7%	2,936	97.7%
4年度	1,737	2,859	97.4%	2,859	97.4%
5年度	1,705	2,755	96.4%	2,755	96.4%
6年度	1,636	2,624	95.2%	2,624	95.2%

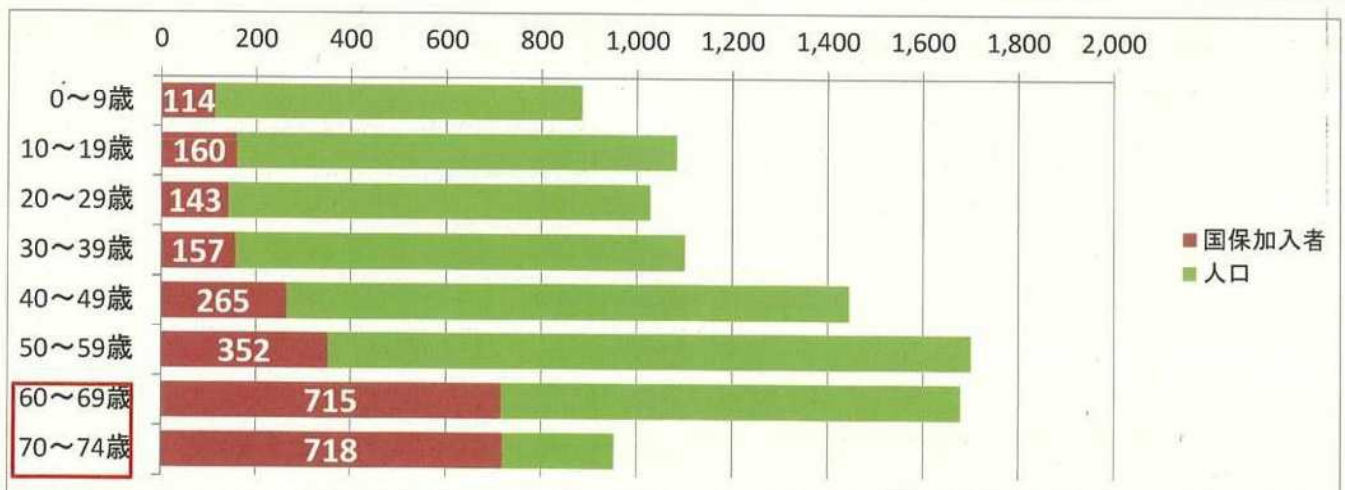


(2) 国保被保険者の年代別構成

	松川町の人口			国保加入者			
	男	女	(A) 計	男	女	(B) 計	(B) / (A) 割合
0～9歳	446	439	885	56	58	114	12.9%
10～19歳	547	536	1,083	79	81	160	14.8%
20～29歳	555	472	1,027	75	68	143	13.9%
30～39歳	580	520	1,100	87	70	157	14.3%
40～49歳	731	714	1,445	146	119	265	18.3%
50～59歳	845	855	1,700	186	166	352	20.7%
60～69歳	828	850	1,678	336	379	715	42.6%
70～74歳	464	487	951	336	382	718	75.5%
計	4,996	4,873	9,869	1,301	1,323	2,624	26.6%

(単位：人)

60～74歳の状況		
全人口	国保加入者	加入者/人口
2,629	1,433	54.5%
(前年比)	(前年比)	(前年比)
△38	△99	△2.9%



(3) 国保被保険者の年代別構成推移

(単位：人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
0～9歳	130	4.3%	125	4.6%	131	4.6%	122	4.4%	114	4.3%
10～19歳	167	5.6%	152	5.6%	159	5.6%	148	5.4%	160	6.1%
20～29歳	142	4.7%	155	5.3%	151	5.3%	151	5.5%	143	5.4%
30～39歳	180	6.0%	171	6.4%	182	6.4%	170	6.2%	157	6.0%
40～49歳	273	9.1%	269	9.4%	269	9.4%	267	9.7%	265	10.1%
50～59歳	364	12.1%	368	12.9%	368	12.9%	365	13.2%	352	13.4%
60～69歳	940	31.3%	850	29.0%	806	28.2%	759	27.5%	715	27.2%
70～74歳	810	26.9%	846	28.8%	793	27.7%	773	28.1%	718	27.4%
合計	3,006	100.0%	2,936	100.0%	2,859	100.0%	2,755	100.0%	2,624	100.0%

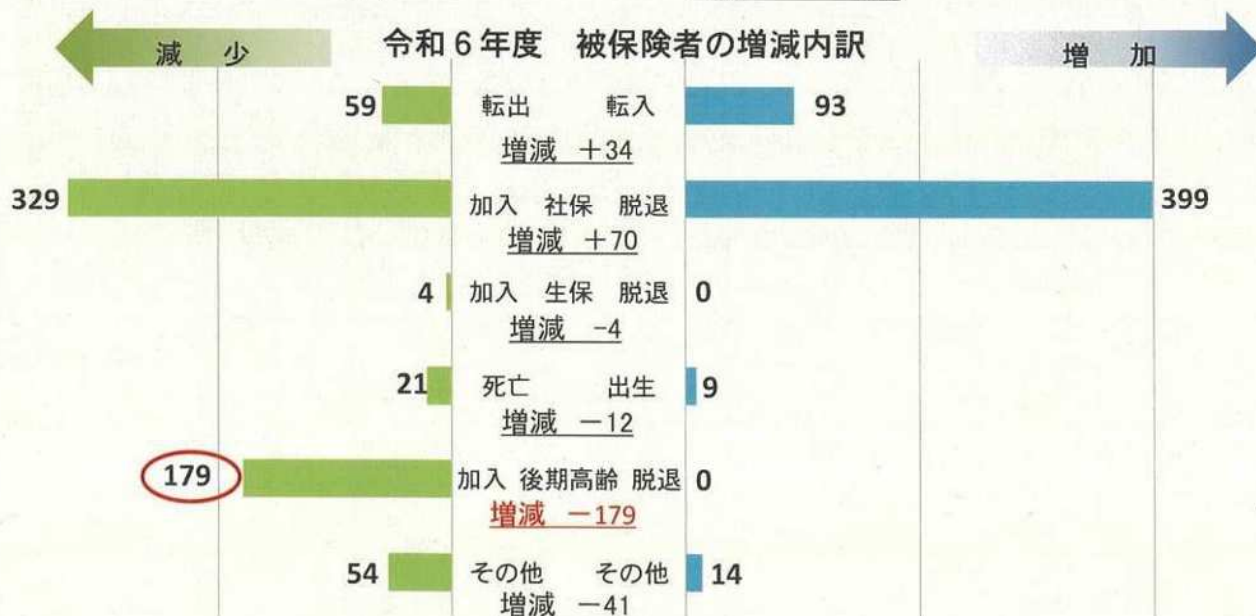
国保被保険者 年代別推移 (割合)



(4) 被保険者の増減内訳 (令和6年度)

減内訳		増内訳		増 減
転 出	59	転 入	93	34
社保加入	329	社保脱退	399	70
生保加入	4	生保廃止	0	-4
死 亡	21	出 生	9	-12
後期高齢加入	179	後期高齢脱退	0	-179
そ の 他	54	そ の 他	14	-40
	646		515	-131

(単位：人)



2. 医療費の状況

(1) 国保会計からみた医療費の推移

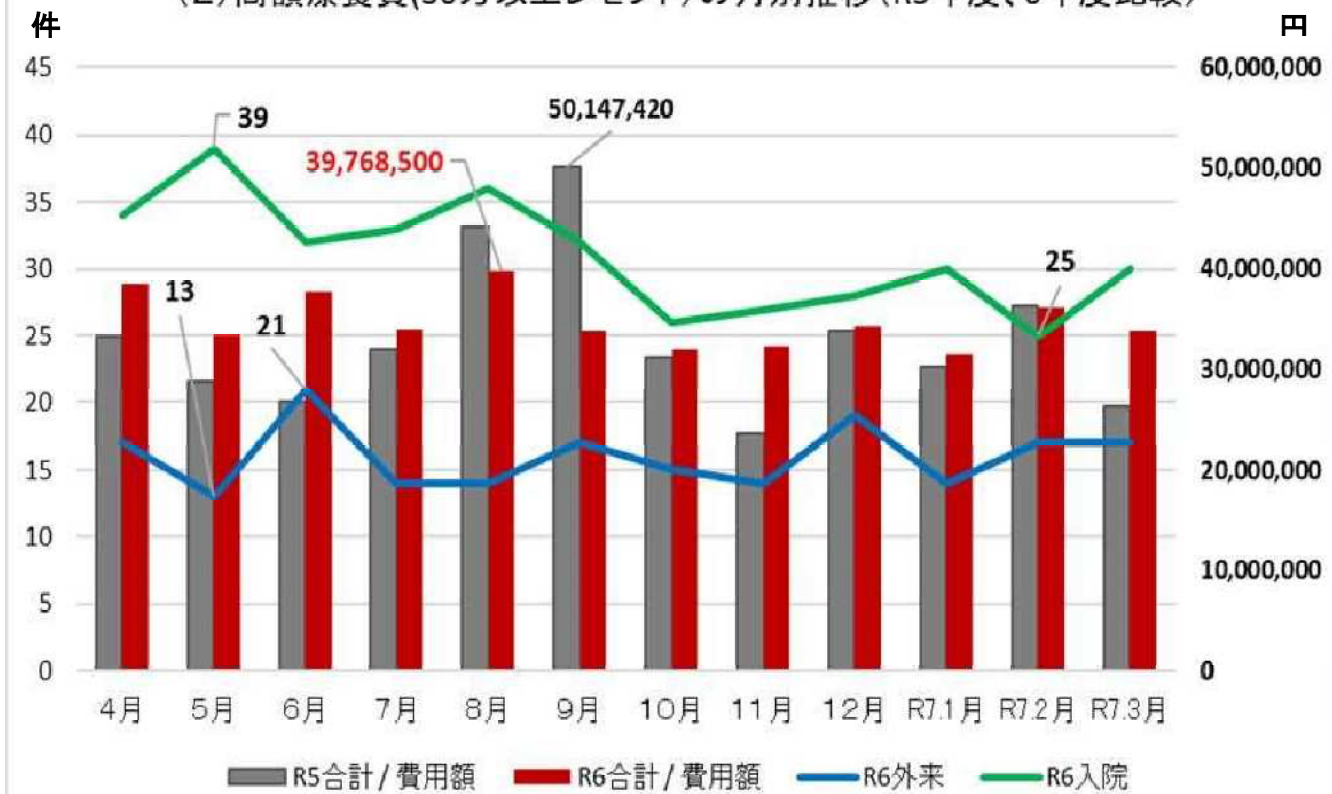
年度	療養給付費 (千円)	療養費 (千円)	高額医療費 (千円)	合計 (千円)	前年度比	被保険者数 (人)	一人あたりの 医療費 (千円)	前年度比
2年度	644,533	8,633	78,018	731,184		3,006	243	
3年度	672,000	9,001	83,220	764,221	104.5%	2,936	260	107.0%
4年度	698,743	9,308	88,321	796,372	104.2%	2,859	279	107.0%
5年度	700,094	9,349	94,430	803,873	100.9%	2,755	292	104.8%
6年度	709,677	9,365	99,040	818,082	101.8%	2,624	312	106.8%

※診査支払い手数料を除く



メ モ

(2)高額療養費(30万以上レセプト)の月別推移(R5年度、6年度比較)



傷病分類	R6年度			R5年度(参考)			主要傷病名
	費用	件数	一人当たり医療費	費用	件数	一人当たり医療費	
新生物	110,609,310	139	795,750	98,034,730	125	784,278	悪性新生物 他
循環器系	66,887,120	55	1,216,129	79,395,480	79	1,005,006	虚血性心疾患・脳梗塞・脳内出血 他
筋骨格系	61,886,360	65	952,098	52,991,980	57	929,684	骨折 他
尿路性器系	42,723,930	80	534,049	39,829,740	88	452,611	腎不全・前立腺肥大 他
精神	44,340,280	77	575,848	37,875,110	70	541,073	統合失調症・気分障害 他
神経系	16,723,350	27	619,383	18,461,640	29	636,608	脳性まひ・パーキンソン病 アルツハイマー病・てんかん 他
呼吸器系	11,071,420	16	691,964	14,612,100	17	859,535	肺炎 他
消化器系	11,785,910	15	785,727	11,606,780	24	483,616	胆石症・胃潰瘍・胃炎・膵疾患 他
眼	5,127,930	12	427,328	3,860,980	10	386,098	白内障 他
内分泌系	2,377,120	3	792,373	2,456,140	2	1,228,070	糖尿病 他
感染症	416,080	1	416,080	445,780	1	445,780	ウイルス性肝炎 他
その他	43,094,280	75	574,590	36,680,010	64	573,125	
総計	417,043,090	565	738,129	396,250,470	566	700,089	

新生物は、令和5年度との比較で、一人当たり医療費で見るとほぼ変化はないが、金額、件数ともに増加している。新生物は早期発見し必要な治療につながれば助かる事例が多いので、がんにならないための生活習慣についてや、がん検診と精密検査受診について、引き続き啓発していく必要がある。

循環器系の疾患は、昨年度よりも費用件数は少ないものの、一人当たり医療費が高くなっている。

発症された方が、重症だった可能性が考えられる。循環器疾患の場合、発症後は介護が必要になるなど生活の質にも影響が出る場合がある。

今年度透析導入の方が増加したため、尿路性器系の医療費、件数ともに増加した。透析導入により、社会保険から国民健康保険へ加入される方が多い。

以上より、循環器疾患も腎疾患も、国保加入者だけでなく脳、心臓、腎臓を守るために高血圧、脂質異常症、糖尿病などの基礎疾患の管理と、それを発見するために健康診断を引き続き勧める必要がある。

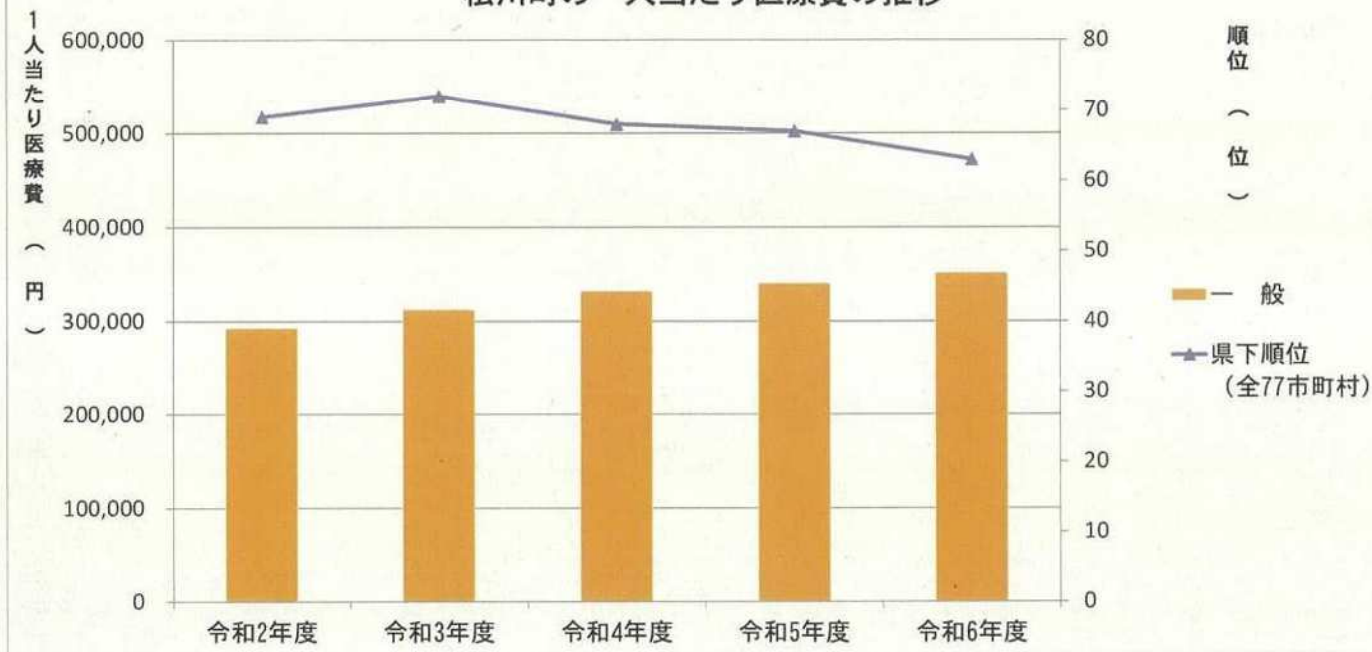
(3) 松川町国保 一人当たり医療費の推移

(単位：円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	前年度比
一 般	291,736	311,892	331,379	339,668	350,753	11,085
県下順位 (全77市町村)	69	72	68	67	63	-4

※速報値ベースによる比較

松川町の一人当たり医療費の推移

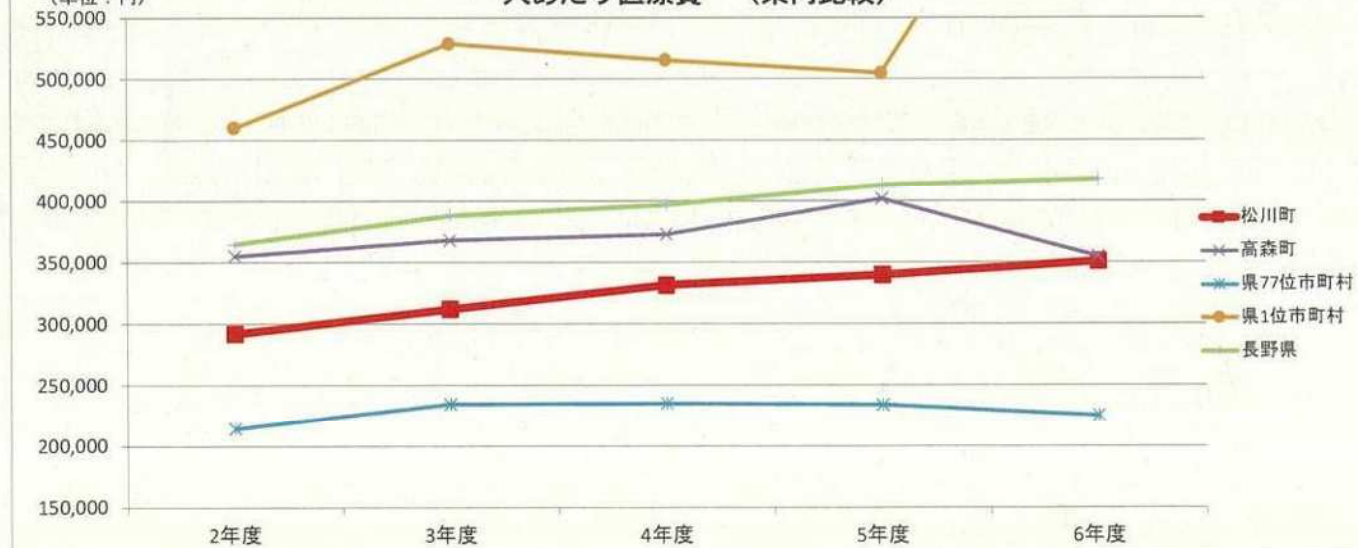


(4) 一人あたり医療費の推移 (県内比較)

(単位：円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	前年度比
松 川 町	291,736	311,892	331,379	339,668	350,753	11,085
高 森 町	354,985	368,171	372,803	402,097	354,711	-47,386
県77位市町村	214,363	234,478	235,131	233,816	224,801	-9,015
県1位市町村	460,227	528,839	515,253	504,616	774,580	269,964
長 野 県	364,971	388,299	396,972	413,145	418,086	4,941

一人あたり医療費 (県内比較)



【協議事項(2)】 令和6年度 松川町国民健康保険事業特別会計 決算見込

【歳入】

(単位:千円)

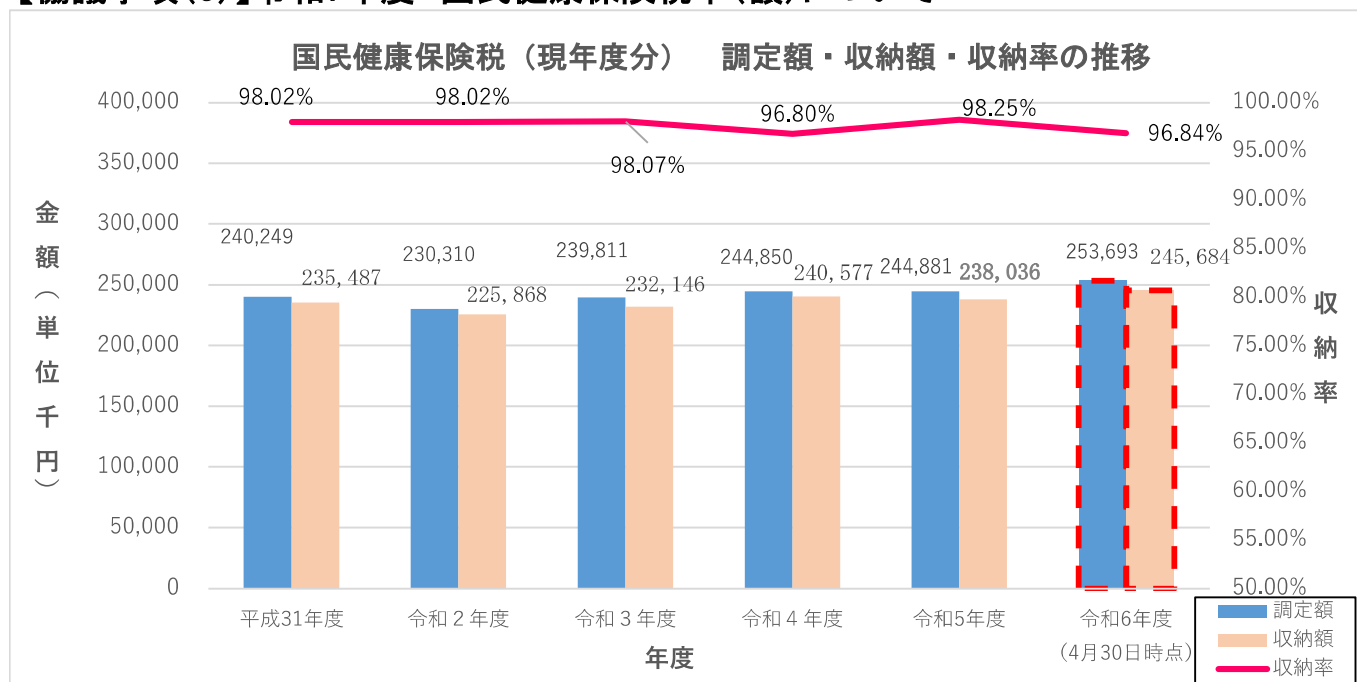
科 目	A.決算見込額	B.当初予算額	予実比(A-B)	説 明
1 国民健康保険税	254,232	248,544	5,688	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	155,670	153,356	2,314	現年度分 152,409 千円 滞納繰越分 3,261 千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	72,303	69,213	3,090	現年度分 70,648 千円 滞納繰越分 1,654 千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	26,259	25,923	336	現年度分 25,475 千円 滞納繰越分 784 千円
(4) 退職被保険者国民健康保険税(医療分)	0	50	-50	現年度分 0 千円 滞納繰越分 0 千円
(5) 退職被保険者国民健康保険税(支援金分)	0	2	-2	現年度分 0 千円 滞納繰越分 0 千円
2 使用料及び手数料	160	201	-41	
3 国庫支出金(災害臨時特例補助金)	1,607	6	1,601	システム改修費等補助金
4 県支出金	839,179	867,823	-28,644	
(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	817,848	851,077	-33,229	保険給付費に対する交付金(出産一時金・葬祭費を除く全額)
① 一般分	814,940	847,927	-32,987	
③ 診査支払手数料分	2,908	3,150	-242	
(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	21,331	16,746	4,585	
① 保険者努力支援分	9,601	9,674	-73	保険者努力支援制度(市町村交付分、事業費連動分)
② 特別調整交付金(市町村向け)	3,404	2,466	938	未就学児医療費分、国保保健事業費分
③ 都道府県繰入金(2号分)	5,496	606	4,890	後発医薬品の普及、制度移行経過措置分
④ 特定健康診査等負担金	2,830	4,000	-1,170	特定健診に係る費用を国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助
5 財産収入	5	10	-5	基金利子
6 繰入金	68,554	72,196	-3,642	
(1) 一般会計繰入金	68,554	69,696	-1,142	
① 保険基盤安定繰入金	55,872	56,703	-831	
1.保険税軽減分	34,522	35,422	-900	
2.保険者支援分	20,408	20,516	-108	
3.未就学児均等割分	679	663	16	
4.産前産後税軽減分	263	102	161	
② 職員給与等事務費等繰入金	6,382	6,198	184	総務費(歳出科目)に対する繰入金
③ 出産育児一時金等繰入金	2,666	2,333	333	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入
④ 財政安定化支援事業繰入金	3,634	4,462	-828	交付税措置(年齢構成差)分
(2) 財政調整基金繰入金	0	2,500	-2,500	町基金を取り崩した繰入金 6年度末残 72,773千円
7 繰越金	34,440	20,467	13,973	前年度から今年度への繰越金
8 諸収入	8,158	7,688	470	第三者行為求償ほか
合計	1,206,335	1,216,935	-10,600	

【歳 出】

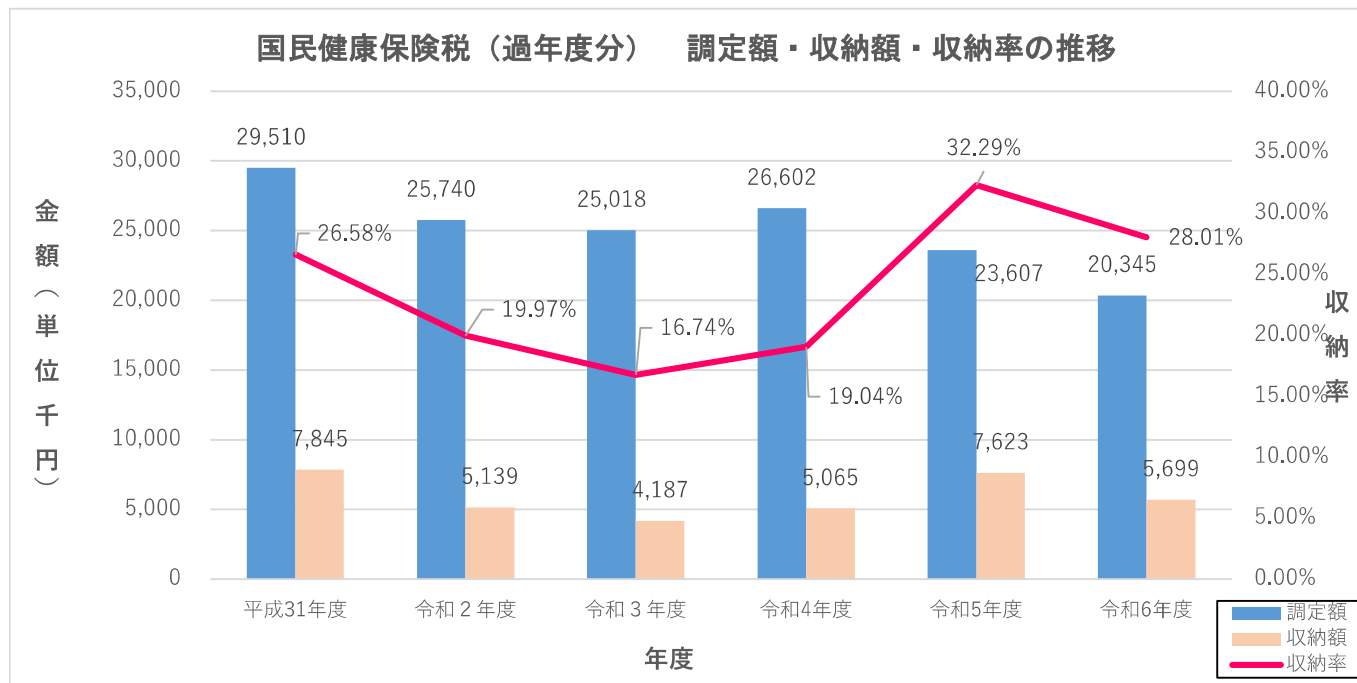
(単位:千円)

科 目	A.決算見込額	B.当初予算額	予実比(A-B)	説 明
1 総務費	7,996	6,985	1,011	
(1) 総務管理費	4,765	3,541	1,224	資格確認証発行、郵送等事務費
(2) 徴税費	3,186	3,301	-115	電算委託料ほか
(3) 運営協議会費	45	143	-98	委員報酬
2 保険給付費	824,924	858,229	-33,305	
(1) 療養給付費	706,475	738,344	-31,869	
(2) 療養費	9,365	9,832	-467	
(3) 審査支払手数料	2,998	3,150	-152	
(4) 高額療養費	99,040	99,151	-111	
(5) 高額介護合算療養費	58	500	-442	
(6) 移送費	0	100	-100	
(7) 出産育児一時金	3,990	3,502	488	
(8) 葬祭費	1,200	1,250	-50	
(9) 結核精神給付金	1,799	2,400	-601	町の独自給付
3 国民健康保険事業費納付金	323,285	324,397	-1,112	町から県へ納める納付金
(1) 医療給付費分	195,705	194,731	974	
(2) 後期高齢者支援金等分	94,602	95,984	-1,382	
(3) 介護納付金分	32,978	33,682	-704	
5 保健事業費	11,453	16,367	-4,914	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導等
6 基金積立金	5	10	-5	基金利子分積立
8 諸支出金	6,672	10,345	-3,673	償還金・還付金・延滞金 ほか
9 予備費	32,000	602	31,398	
合計	1,206,335	1,216,935	-10,600	

【協議事項(3)】令和7年度 国民健康保険税率(額)について



摘要	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (4月30日時点)
調定額	240,249	230,310	239,811	244,850	244,881	253,693
収納額	235,487	225,868	232,146	240,577	238,036	245,684
収納率	98.02%	98.02%	98.07%	96.80%	98.25%	96.84%



(単位：千円) 【確定】

摘要	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
調定額	29,510	25,740	25,018	26,602	23,607	20,345
収納額	7,845	5,139	4,187	5,065	7,623	5,699
収納率	26.58%	19.97%	16.74%	19.04%	32.29%	28.01%

令和7年度 国民健康保険税率算定資料

【医療分】

(被保険者0歳～75歳未満が対象)

1. 賦課の総額 152,233,800 円 ・ ・ ・ ①
(現在の被保険者数により算出された課税の総額)
2. 国保税収入見込額 148,625,000 円 (①× 97.63% (収納率))
(長野県が指示する当町の目標収納率97.63%を乗じて歳入予算額を算出)
3. 課税対象額及び基準値

(1) 令和7年度試算

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,696,587,929 円	5.70 %	0.00 %	応能割 55 %	
被保険者均等割対象者数	2,685 人	<u>19,000</u> 円	1,000 円	応益割 29 %	} 応益割 45%
世帯別平等割対象世帯数	1,662 世帯	<u>17,700</u> 円	1,100 円	応益割 16 %	
(うち単身半額世帯)	157 世帯)	17,700 円	1,100 円		

(2) 令和6年5月試算時(参考)

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,748,544,293 円	5.70 %	- %	応能割 56 %	
被保険者均等割対象者数	2,807 人	18,000 円	- 円	応益割 28 %	} 応益割 44%
世帯別平等割対象世帯数	1,730 世帯	16,600 円	- 円	応益割 16 %	
(うち単身半額世帯)	164 世帯)	16,600 円	- 円		

【補足】

- ・ 所得割対象額 : 該当総所得－住民税基礎控除額(43万円)
- ・ 被保険者均等割対象者数 : 賦課期日現在の被保険者数
- ・ 世帯別平等割対象世帯数 : 賦課期日現在の加入世帯数
- ・ 単身半額世帯 : 後期高齢者医療制度に伴う平等割軽減世帯
- ・ 資産割対象額(R2廃止) : 固定資産税のうち土地・建物に係る部分

4. 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額（円）	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額（円）
R3	630,000	5	1,118,762
R4	650,000	8	1,969,964
R5	650,000	9	4,779,877
R6	650,000	10	1,722,712
R7	660,000	11	1,468,356

【医療分課税限度額】660,000円
令和7年4月1日の税制改正で650,000円から引き上げられています。
【7割・5割・2割軽減】
一定の所得基準により、保険税の均等割・平等割を軽減しています。
【国保単身世帯 平等割1/2、1/4軽減】
国保被保険者世帯において、保険加入者が75歳に到達することにより後期高齢者医療保険制度に加入し、国民健康保険に加入している人が一人となった場合には、その世帯において保険税の平等割の金額を最初の5年間は1/2軽減し、その後引き続き一人となる場合にはさらに3年間1/4軽減しています。
この2つの軽減は申請を要さないため、対象世帯の軽減額が前もって計算され、今回の試算にも反映されています。

5. 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 $\leq$ 43万円+（10万円 $\times$ 給与所得者等の数（※1）－1）

被保険者均等割	13,300 円 $\times$	644 人 $=$	8,565,200 円
（未就学児	2,850 円 $\times$	11 人 $=$	31,350 円
世帯別平等割	12,390 円 $\times$	478 世帯+	148,680 円+ 27,879 円= 6,098,979 円
（単身平等割	1/2 6,195 円 $\times$	24 世帯 $=$	148,680 円)
（単身平等割	1/4 9,293 円 $\times$	3 世帯 $=$	27,879 円)

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 $\leq$ 43万円+（**30.5万円** $\times$ 被保険者数（※2））+（10万円 $\times$ 給与所得者等の数（※1）－1）

被保険者均等割	9,500 円 $\times$	382 人 $=$	3,629,000 円
（未就学児	4,750 円 $\times$	8 人 $=$	38,000 円
世帯別平等割	8,850 円 $\times$	213 世帯+	119,475 円+ 53,104 円= 2,057,629 円
（単身平等割	1/2 4,425 円 $\times$	27 世帯 $=$	119,475 円)
（単身平等割	1/4 6,638 円 $\times$	8 世帯 $=$	53,104 円)

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 $\leq$ 43万円+（**56万円** $\times$ 被保険者数（※2））+（10万円 $\times$ 給与所得者等の数（※1）－1）

被保険者均等割	3,800 円 $\times$	318 人 $=$	1,208,400 円
（未就学児	7,600 円 $\times$	6 人 $=$	45,600 円
世帯別平等割	3,540 円 $\times$	178 世帯+	61,950 円+ 15,930 円= 708,000 円
（単身平等割	1/2 1,770 円 $\times$	35 世帯 $=$	61,950 円)
（単身平等割	1/4 2,655 円 $\times$	6 世帯 $=$	15,930 円)

低所得世帯に対する税額の軽減（7・5・2割軽減）は、被保険者均等割と世帯別平等割に反映されます。

※1… 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者（※3）のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

※2… 国保被保険者及び特定同一世帯所属者（※3）の数

※3… 後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する人

【支援分】

(被保険者0歳～75歳未満が対象)

1. 賦課の総額 68,841,300 円 ・ ・ ・ ①
(現在の被保険者数により算出された課税の総額)
2. 国保税収入見込額 67,209,000 円 (①× 97.63% (収納率))
(長野県が指示する当町の目標収納率97.63%を乗じて歳入予算額を算出)
3. 課税対象額及び基準値

(1) 令和7年度試算

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,696,587,929 円	2.55 %	0.00 %	応能割 54 %	
被保険者均等割対象者数	2,685 人	9,200 円	0 円	応益割 31 %	} 応益割 46%
世帯別平等割対象世帯数	1,662 世帯	7,800 円	0 円	応益割 15 %	
(うち単身半額世帯	157 世帯)	7,800 円	0 円		

(2) 令和6年5月試算時(参考)

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	1,748,544,293 円	2.55 %	- %	応能割 54 %	
被保険者均等割対象者数	2,807 人	9,200 円	- 円	応益割 31 %	} 応益割 46%
世帯別平等割対象世帯数	1,730 世帯	7,800 円	- 円	応益割 15 %	
(うち単身半額世帯	164 世帯)	7,800 円	- 円		

【補足】

- ・ 所得割対象額 : 該当総所得一住民税基礎控除額(43万円)
- ・ 被保険者均等割対象者数 : 賦課期日現在の被保険者数
- ・ 世帯別平等割対象世帯数 : 賦課期日現在の加入世帯数
- ・ 単身半額世帯 : 後期高齢者医療制度に伴う平等割軽減世帯
- ・ 資産割対象額(R2廃止) : 固定資産税のうち土地・建物に係る部分

4. 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額（円）	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額（円）
R3	190,000	21	1,636,018
R4	200,000	25	2,227,849
R5	220,000	21	3,185,886
R6	240,000	16	1,464,309
R7	260,000	15	1,125,871

【支援分課税限度額】260,000円
令和7年4月1日の税制改正で240,000円から引き上げられています。
【7割・5割・2割軽減】
一定の所得基準により、保険税の均等割・平等割を軽減しています。
【国保単身世帯 平等割1/2、1/4軽減】
国保被保険者世帯において、保険加入者が75歳に到達することにより後期高齢者医療保険制度に加入し、国民健康保険に加入している人が一人となった場合には、その世帯において保険税の平等割の金額を最初の5年間は1/2軽減し、その後引き続き一人となる場合にはさらに3年間1/4軽減しています。
この2つの軽減は申請を要さないため、対象世帯の軽減額が前もって計算され、今回の試算にも反映されています。

5. 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	6,440 円 ×	644 人 =		4,147,360 円
(未就学児	1,380 円 ×	11 人 =		15,180 円
世帯別平等割	5,460 円 ×	478 世帯 +	65,520 円 +	12,285 円 =
(単身平等割 1/2	2,730 円 ×	24 世帯 =	65,520 円)	
(単身平等割 1/4	4,095 円 ×	3 世帯 =	12,285 円)	

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (**30.5万円** × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	4,600 円 ×	382 人 =		1,757,200 円
(未就学児	2,300 円 ×	8 人 =		18,400 円
世帯別平等割	3,900 円 ×	213 世帯 +	52,650 円 +	23,400 円 =
(単身平等割 1/2	1,950 円 ×	27 世帯 =	52,650 円)	
(単身平等割 1/4	2,925 円 ×	8 世帯 =	23,400 円)	

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 ≤ 43万円 + (**56万円** × 被保険者数 (※2)) + (10万円 × 給与所得者等の数 (※1) - 1)

被保険者均等割	1,840 円 ×	318 人 =		585,120 円
(未就学児	3,680 円 ×	6 人 =		22,080 円
世帯別平等割	1,560 円 ×	178 世帯 +	27,300 円 +	7,020 円 =
(単身平等割 1/2	780 円 ×	35 世帯 =	27,300 円)	
(単身平等割 1/4	1,170 円 ×	6 世帯 =	7,020 円)	

低所得世帯に対する税額の軽減（7・5・2割軽減）は、被保険者均等割と世帯別平等割に反映されます。

※1… 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

※2… 国保被保険者及び特定同一世帯所属者 (※3) の数

※3… 後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する人

【介護分】

（被保険者40歳 ～ 65歳未満が対象）

1. 賦課の総額 25,311,700 円 ・ ・ ・ ①
（現在の被保険者数により算出された課税の総額）
2. 国保税収入見込額 24,711,000 円 （①× 97.63% （収納率））
（長野県が指示する当町の目標収納率97.63%を乗じて歳入予算額を算出）
3. 課税対象額及び基準値

(1) 令和7年度試算

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	723,146,311 円	2.32 %	0.00 %	応能割 56 %	
被保険者均等割対象者数	873 人	9,500 円	0 円	応益割 28 %	} 応益割 44%
世帯別平等割対象世帯数	731 世帯	6,500 円	0 円	応益割 16 %	

(2) 令和6年5月試算時（参考）

	基礎数値	税率等	比較	賦課割合	
所得割対象額	719,696,913 円	2.32 %	－ %	応能割 56 %	
被保険者均等割対象者数	897 人	9,500 円	－ 円	応益割 28 %	} 応益割 44%
世帯別平等割対象世帯数	738 世帯	6,500 円	－ 円	応益割 16 %	

【補足】

- ・ 所得割対象額 : 該当総所得－住民税基礎控除額（43万円）
- ・ 被保険者均等割対象者数 : 賦課期日現在の被保険者数
- ・ 世帯別平等割対象世帯数 : 賦課期日現在の加入世帯数
- ・ 資産割対象額（R2廃止） : 固定資産税のうち土地・建物に係る部分

4. 課税限度額及び超過世帯数

年度	課税限度額（円）	限度超過世帯	限度額を超えた部分の税額（円）
R3	170,000	8	712,555
R4	170,000	14	922,478
R5	170,000	11	733,911
R6	170,000	16	734,059
R7	170,000	15	884,377

【介護分課税限度額】170,000円

【7割・5割・2割軽減】

一定の所得基準により、保険税の均等割・平等割を軽減しています。
※介護分へ【国保単身世帯 平等割1/2、1/4軽減】は適用されません。

5. 低所得世帯に対する税の軽減基準

(1) 7割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 $\leq$ 43万円+（10万円 $\times$ 給与所得者等の数（※1）－1）

被保険者均等割	6,650 円 $\times$	240 人＝	1,596,000 円
世帯別平等割	4,550 円 $\times$	214 世帯＝	973,700 円

(2) 5割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 $\leq$ 43万円+（**30.5万円** $\times$ 被保険者数（※2））+（10万円 $\times$ 給与所得者等の数（※1）－1）

被保険者均等割	4,750 円 $\times$	104 人＝	494,000 円
世帯別平等割	3,250 円 $\times$	90 世帯＝	292,500 円

(3) 2割軽減世帯

世帯に属する被保険者の総所得金額 $\leq$ 43万円+（**56万円** $\times$ 被保険者数（※2））+（10万円 $\times$ 給与所得者等の数（※1）－1）

被保険者均等割	1,900 円 $\times$	85 人＝	161,500 円
世帯別平等割	1,300 円 $\times$	68 世帯＝	88,400 円

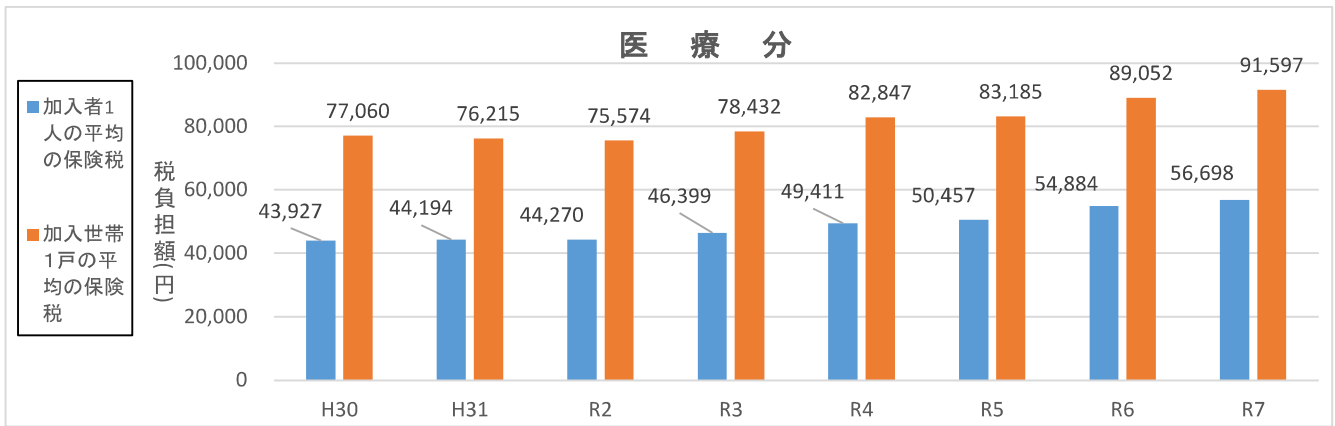
低所得世帯に対する税額の軽減（7・5・2割軽減）は、被保険者均等割と世帯別平等割に反映されます。

※1… 世帯主、国保被保険者及び特定同一世帯所属者（※3）のうち、給与収入55万円超、65歳未満で年金受給額60万円超又は65歳以上で年金受給額125万円超の者の数

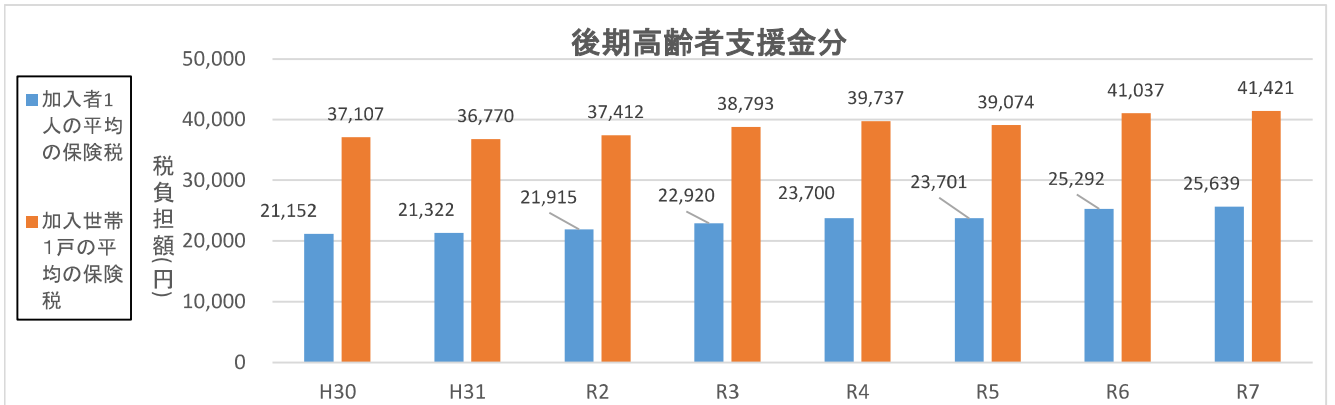
※2… 国保被保険者及び特定同一世帯所属者（※3）の数

※3… 後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一の世帯に属する人

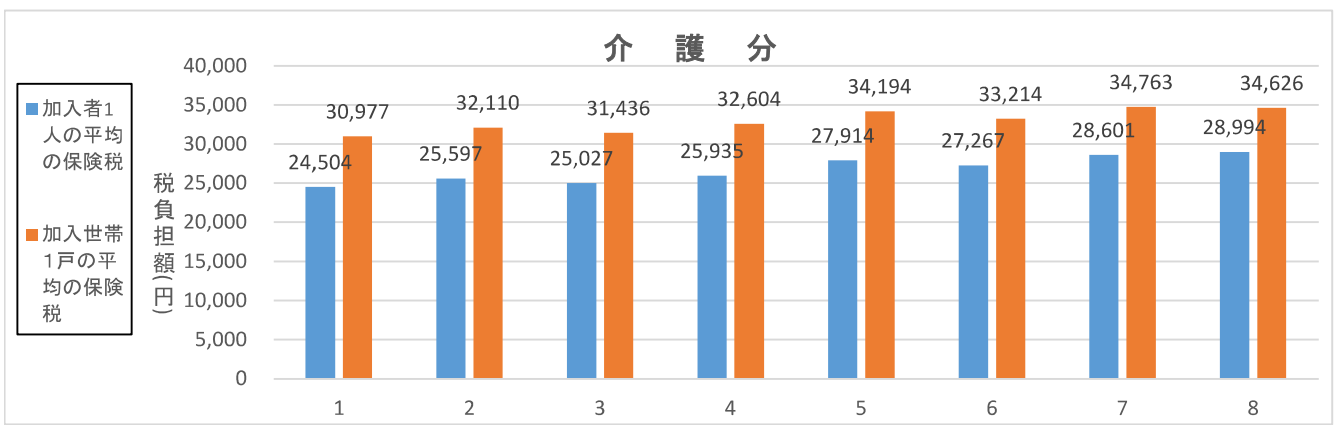
税率の変更による税額(加入者1人、加入世帯1戸当たり)の推移



年 度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
所得割	5.00	5.00	5.70	5.70	5.70	5.70	5.70	5.70
資産税割	5.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
被保険者均等割	15,000	15,000	15,000	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000
世帯平等割	13,300	13,300	13,300	13,300	14,300	15,500	16,600	17,700
加入者1人の平均の保険税	43,927	44,194	44,270	46,399	49,411	50,457	54,884	56,698
加入世帯1戸の平均の保険税	77,060	76,215	75,574	78,432	82,847	83,185	89,052	91,597

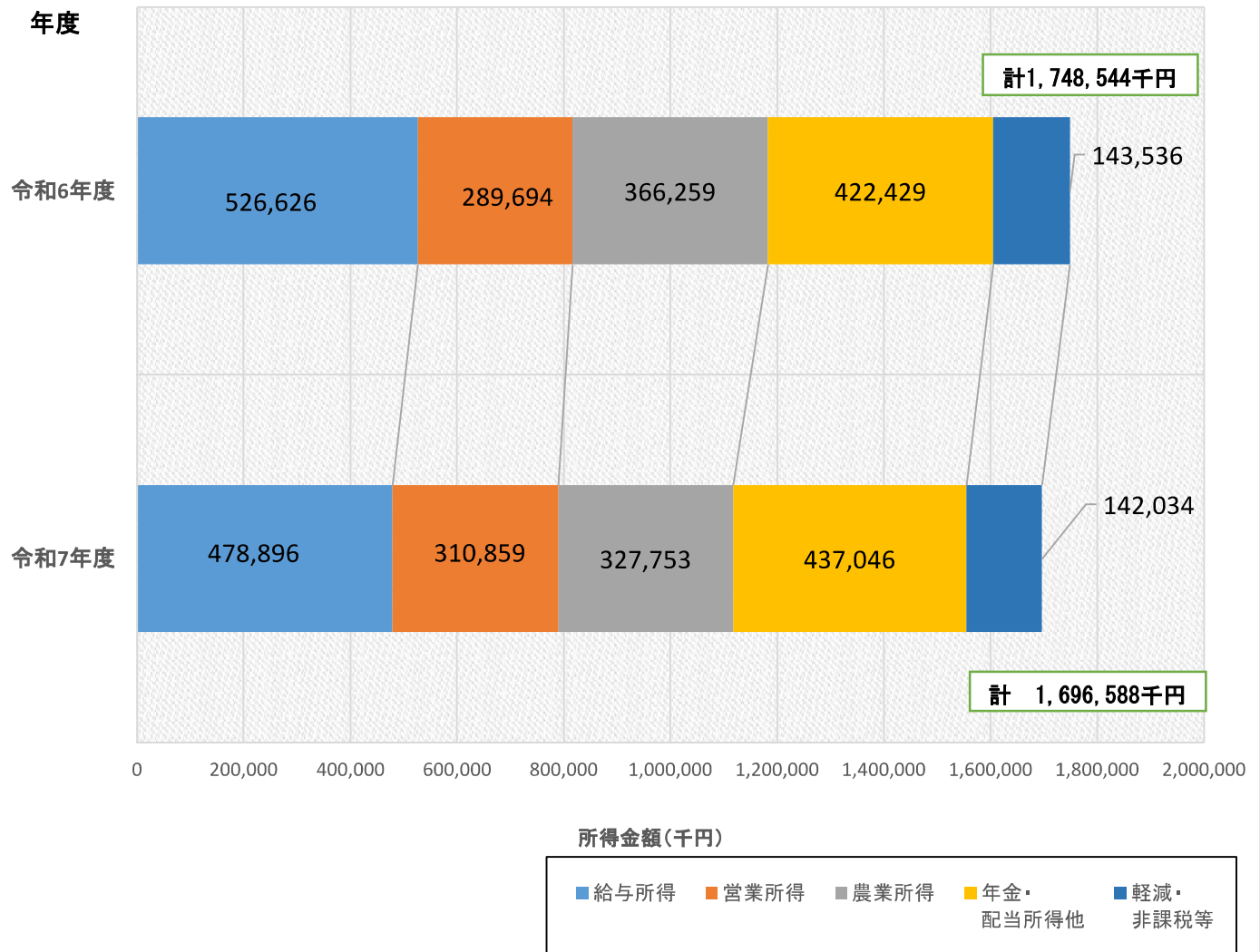


年 度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
所得割	2.55	2.55	2.55	2.55	2.55	2.55	2.55	2.55
資産税割	5.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
被保険者金等割	6,500	6,500	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200	9,200
世帯平等割	5,100	5,100	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800
加入者1人の平均の保険税	21,152	21,322	21,915	22,920	23,700	23,701	25,292	25,639
加入世帯1戸の平均の保険税	37,107	36,770	37,412	38,793	39,737	39,074	41,037	41,421



年 度	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
所得割	2.30	2.30	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32	2.32
資産税割	5.00	5.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
被保険者金等割	7,200	7,200	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
世帯平等割	4,900	4,900	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
加入者1人の平均の保険税	24,504	25,597	25,027	25,935	27,914	27,267	28,601	28,994
加入世帯1戸の平均の保険税	30,977	32,110	31,436	32,604	34,194	33,214	34,763	34,626

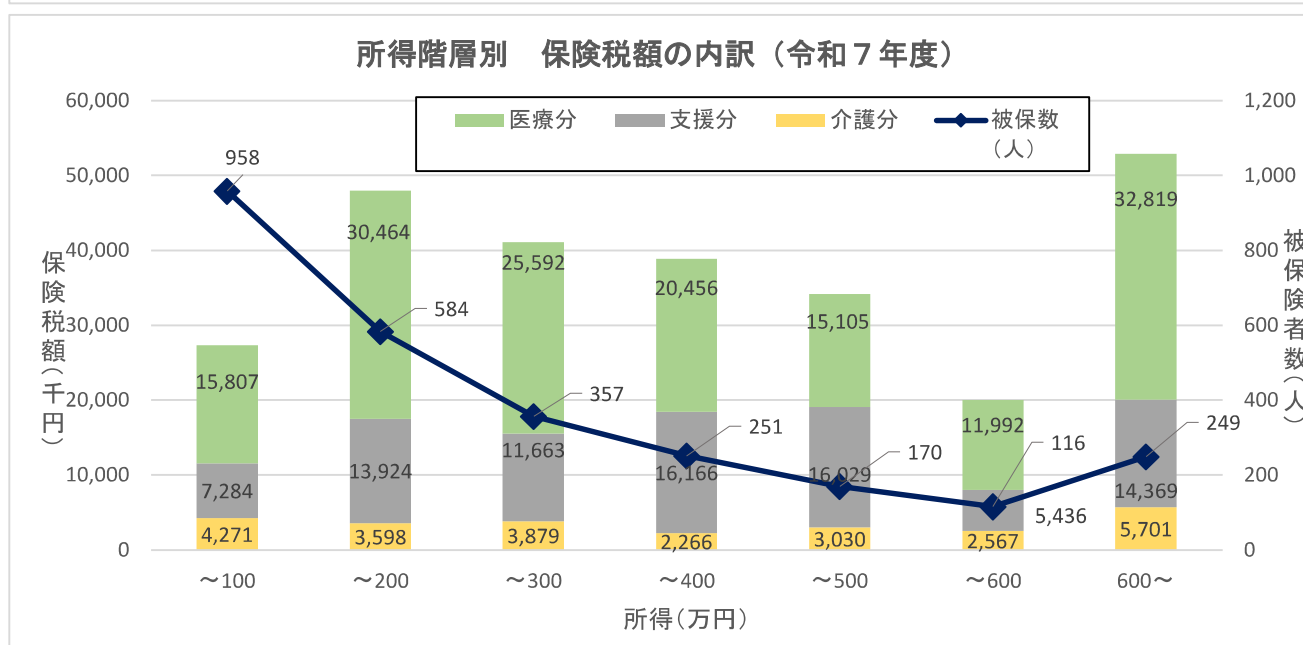
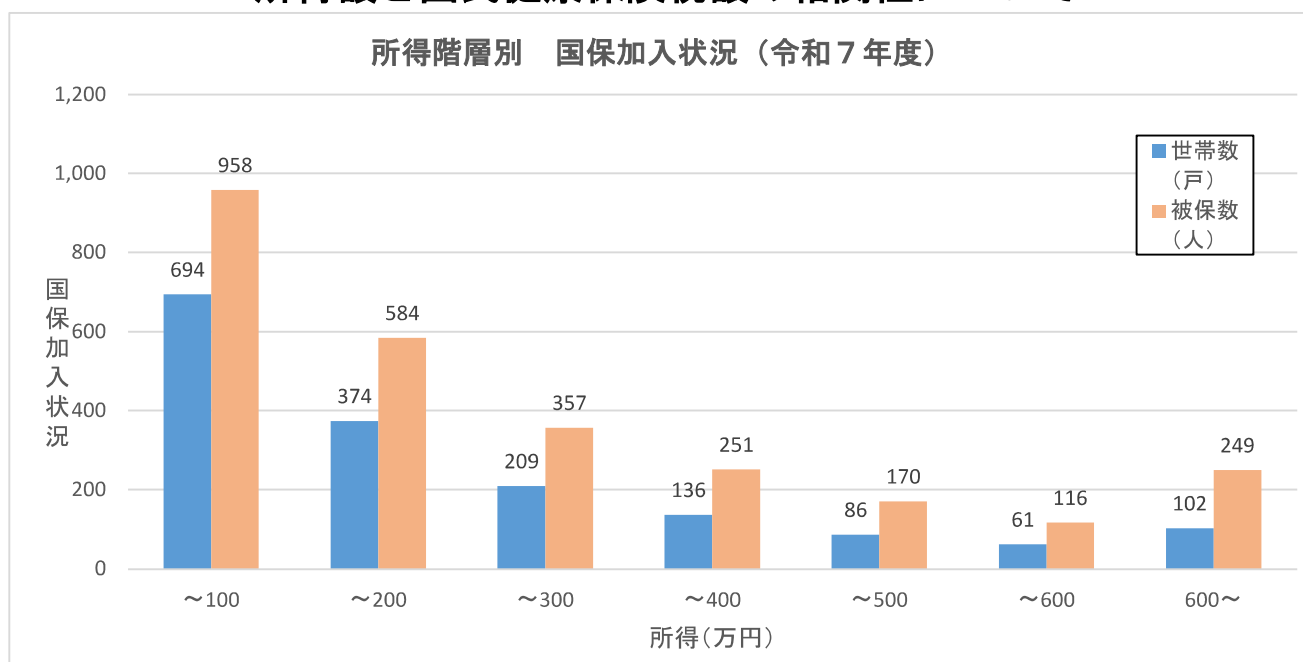
所得割対象所得の比較（令和7年度／令和6年度）



（単位：千円）

所得区分	給与所得	営業所得	農業所得	年金・配当所得他	軽減・非課税等	所得割対象所得合計
令和6年度	526,626	289,694	366,259	422,429	143,536	1,748,544
令和7年度	478,896	310,859	327,753	437,046	142,034	1,696,588
比較	90.9%	107.3%	89.5%	103.5%	99.0%	97.0%

所得額と国民健康保険税額の相関性について



所得階層と保険税額

所得階層 (万円)	世帯数 (戸)	被保険数 (人)	保険税額（千円）				割合 (%)
			医療分	支援分	介護分	合計	
～100	694	958	15,807	7,284	4,271	27,361	10
～200	374	584	30,464	13,924	3,598	47,985	18
～300	209	357	25,592	11,663	3,879	41,134	16
～400	136	251	20,456	16,166	2,266	38,888	15
～500	86	170	15,105	16,029	3,030	34,164	13
～600	61	116	11,992	5,436	2,567	19,995	8
600～	102	249	32,819	14,369	5,701	52,889	20
合計	1,662	2,685	152,234	84,870	25,312	262,416	100

(参考) 近隣市町村の国保税率税率改正状況

市町村	年度		所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	備 考
飯田市	R5	医療	6.60	16,500	21,000	・据置で調整中
		支援金	3.05	10,600	—	
		介護	2.70	8,600	6,800	
	R6	医療	6.60	16,500	21,000	
		支援金	3.05	10,600	—	
		介護	2.70	8,600	6,800	
	R7	医療	6.60	16,500	21,000	
		支援金	3.05	10,600	—	
		介護	2.70	8,600	6,800	
高森町	R5	医療	6.90	16,000	18,000	・据置で決定
		支援金	2.60	9,000	6,000	
		介護	2.72	9,000	5,500	
	R6	医療	6.90	16,000	18,000	
		支援金	2.60	9,000	6,000	
		介護	2.72	9,000	5,500	
	R7	医療	6.90	16,000	18,000	
		支援金	2.60	9,000	6,000	
		介護	2.72	9,000	5,500	
喬木村	R5	医療	6.17	18,500	19,000	・据置で調整中
		支援金	2.80	9,200	7,500	
		介護	2.75	10,700	6,000	
	R6	医療	6.17	18,500	19,000	
		支援金	2.80	9,200	7,500	
		介護	2.75	10,700	6,000	
	R7	医療	6.17	18,500	19,000	
		支援金	2.80	9,200	7,500	
		介護	2.75	10,700	6,000	
豊丘村	R5	医療	4.97	17,000	13,500	・医療費 増額改定予定 所得割 据置 均等割 1,000円増額 平等割 1,000円増額 支援金 減額改定 所得割 0.28%の減額 均等割 400円減額 平等割 200円減額 介護 据置
		支援金	2.97	9,600	7,200	
		介護	2.47	10,600	5,300	
	R6	医療	4.92	17,000	16,500	
		支援金	2.89	11,100	8,000	
		介護	2.19	12,400	6,000	
	R7	医療	4.92	18,000	17,500	
		支援金	2.61	10,700	7,800	
		介護	2.19	12,400	6,000	
松川町	R5	医療	5.70	17,000	15,500	・医療費 増額改定(案) 所得割 据置 均等割 1,000円増額 平等割 1,100円増額 支援金 据置 介護 据置
		支援金	2.55	9,200	7,800	
		介護	2.32	9,500	6,500	
	R6	医療	5.70	18,000	16,600	
		支援金	2.55	9,200	7,800	
		介護	2.32	9,500	6,500	
	R7	医療	5.70	19,000	17,700	
		支援金	2.55	9,200	7,800	
		介護	2.32	9,500	6,500	
ロードマップ 目標税率	R9 (目標年 度)	医療	5.70	20,000	20,000	・第2圏域の目標値
		支援金	2.55	9,200	7,800	
		介護	2.32	9,500	6,500	
長野県市町村 保険料(税) 率平均	R6	医療	6.43	20,425	20,804	・令和6年度長野県下の 国保税の税率の平均
		支援金	2.57	8,459	7,666	
		介護	2.20	8,831	6,706	
長野県標準 保険税率	R7	医療	6.71	41,137	—	
		支援金	2.79	16,877	—	
		介護	2.33	16,808	—	

【協議事項(4)】 令和7年度 松川町国民健康保険事業特別会計 6月補正予算(案)

【歳入】

(単位:千円)

科 目	A.当初予算	B.補正額	補正後予算額(A-B)	説 明
1 国民健康保険税	251,437	-7,292	244,145	
(1) 一般被保険者国民健康保険税(医療分)	156,598	-4,973	151,625	現年度分 148,625 千円 滞納繰越分 3,000 千円
(2) 一般被保険者国民健康保険税(支援金分)	69,796	-2,287	67,509	現年度分 67,209 千円 滞納繰越分 300 千円
(3) 一般被保険者国民健康保険税(介護分)	25,043	-32	25,011	現年度分 24,711 千円 滞納繰越分 300 千円
2 使用料及び手数料	201	0	201	督促手数料
3 国庫支出金(災害臨時特例補助金)	6	0	6	システム開発費等補助金
4 県支出金	866,584	3,432	870,016	
(1) 保険給付費等交付金(普通交付金)	852,378	0	852,378	保険給付費に対する交付金(出産一時金・葬祭費を除く全額)
① 一般分	849,228	0	849,228	
③ 診査支払手数料分	3,150	0	3,150	
(2) 保険給付費等交付金(特別交付金)	14,206	3,432	17,638	
① 保険者努力支援分	8,342	215	8,557	保険者努力支援制度(市町村交付分)、(事業費連動分)
② 特別調整交付金(市町村向け)	2,301	90	2,391	未就学児医療費分、国保保健事業費分
③ 都道府県繰入金(2号分)	479	3,127	3,606	後発医薬品の普及、制度移行経過措置分
④ 特定健康診査等負担金	3,084	0	3,084	特定健診に係る費用を国と県からそれぞれ上限1/3ずつ補助
5 財産収入	20	0	20	基金利子
6 繰入金	83,006	80	83,086	
(1) 一般会計繰入金	71,506	80	71,586	
① 保険基盤安定繰入金	55,871	0	55,871	
1.保険税軽減分	34,522	0	34,522	
2.保険者支援分	20,407	0	20,407	
3.未就学児均等割分	679	0	679	
4.産前産後税軽減分	263	0	263	
② 職員給与等事務費等繰入金	8,427	80	8,507	総務費(歳出科目)に対する繰入金
③ 出産育児一時金等繰入金	2,666	0	2,666	出産育児一時金の歳出額の2/3を繰入
④ 財政安定化支援事業繰入金	4,542	0	4,542	交付税措置(年齢構成差)分
(2) 財政調整基金繰入金	11,500	0	11,500	町基金を取り崩した繰入金 年度末残見込 61,273千円
7 繰越金	20,178	0	20,178	前年度から今年度への繰越金
8 諸収入	6,892	0	6,892	第三者行為求償ほか
合計	1,228,324	-3,780	1,224,544	

【歳 出】

(単位:千円)

科 目	A.当初予算	B.補正額	補正後予算額(A-B)	説 明
1 総務費	8,433	80	8,513	
(1) 総務管理費	4,046	80	4,126	資格確認証等発行、郵送等事務費
(2) 徴税費	4,244	0	4,244	電算委託料ほか
(3) 運営協議会費	143	0	143	委員報酬
2 保険給付費	860,030	0	860,030	
(1) 療養給付費	738,344	0	738,344	
(2) 療養費	9,832	0	9,832	
(3) 審査支払手数料	3,150	0	3,150	
(4) 高額療養費	100,452	0	100,452	
(5) 高額介護合算療養費	500	0	500	
(6) 移送費	100	0	100	
(7) 出産育児一時金	4,002	0	4,002	
(8) 葬祭費	1,250	0	1,250	
(9) 結核精神給付金	2,400	0	2,400	町の独自給付
3 国民健康保険事業費納付金	327,239	0	327,239	町から県へ納める納付金
(1) 医療給付費分	205,307	0	205,307	
(2) 後期高齢者支援金等分	91,118	0	91,118	
(3) 介護納付金分	30,814	0	30,814	
5 保健事業費	14,048	305	14,353	疾病予防事業・特定健診・特定保健指導等
6 基金積立金	20	0	20	基金利子分積立
8 諸支出金	8,168	0	8,168	償還金・還付金・延滞金 ほか
9 予備費	10,386	-4,165	6,221	
合計	1,228,324	-3,780	1,224,544	

長野県における保険税水準等の統一に向けた松川町のロードマップ

1. 国民健康保険の県単位化の経緯

国民健康保険は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、低所得者が多く所得水準が低い、小規模保険者が多く財政が不安定になりやすい等の構造的な問題を抱えている。こうした問題を打開すべく、平成 30 年に都道府県が国保の財政運営における責任主体として加わり、国保運営の都道府県単位化が始まったところである。都道府県単位化の基本理念は「同じ所得の県民は同水準の保険料負担」とされており、今後の国保運営については、給付と負担の更なる平準化が求められる。

2. 国・県の動向

【国の方針】 国民健康保険運営方針策定要領（令和 2 年 5 月）

保険料水準の統一について、都道府県において将来的に目指すことを明確化

【県の方針】 国民健康保険運営の中期的改革方針（令和 3 年 3 月）

「同じ県内で同じ家族構成で同じ所得であれば、同じ保険料」があるべき姿

→ただし、長野県は市町村数が多く、市町村間の医療費・所得・保険料等の格差も全国上位に位置していることから、税水準の統一が難しい県としている。

3. 長野県における標準化（税水準統一）に向けた 5 つの困難要因

① 納付金算定における医療費水準の算定

医療費指数（最安市町村 0.66～最高市町村 1.23）をどう収束するか。都市部と山間部とで医療機関へのアクセス利便性が大きく異なることが、市町村間の格差の要因の 1 つとも考えられるが、医療提供体制を短期間で平準化することは困難。

② 保険税算定方式及び応能応益割合

県内市町村の 6 割が依然として 4 方式を採用。（当町は令和 2 年度より 3 方式）

応益割合が著しく低い金額に設定している市町村がある。（当町も標準保険料率より低い）

③ 市町村に交付される「個別公費」の取扱

特別調整交付金、努力支援交付金、県繰 2 号等の市町村の事情や努力に応じて得られるインセンティブが、完全統一の場合均される。市町村のモチベーション低下懸念。

④ 市町村間の収納率格差

収納率（最低市町村 92%～最高市町村 100%）をどう収束するか。収納率は小規模町村で高く、大規模な市では低い傾向にある。完全統一の場合、公平性をどう確保するか。

⑤ 保健事業費・任意給付等

各市町村が実施する保健事業の費用は、現在は納付金の算定対象外となっているが、完全統一の場合はこれらの費用も算定対象となり、事業や給付を全県的に平準化しなくては、公平性が保たれない。

4. 長野県が示す最終的な統一のかたち 3 案

A 完全統一案

所得割・均等割・平等割を全て県内一律の税率で賦課。後期高齢者医療制度に近いもの。前述の困難要因を全てクリアする必要があるが、統一が目に見えて判りやすい。

B 準統一案

所得割は各市町村で賦課。均等割・平等割を県内一律で賦課。すなわち応益分が統一されることから、医療費指数は納付金算定に反映しない。所得割の格差は、所得水準の差、収納率の差、保健事業の差、それに関連する努力支援の評点の差として説明できるため、前述の困難要因③・④・⑤はクリアしなくてもよい。

C 標準保険料率採用案

医療費指数の納付金算定反映を残す。同じ二次医療圏内であれば、その医療提供体制環境は変わらないと捉え、二次医療圏毎に標準保険料率（3 方式＝資産割は廃止が前提）が示され、市町村が保険税を賦課するというもの。

5. 令和 9 年度までの国保運営の改革方針（県）

- I 概ね二次医療圏での医療費指数の統一と、応益割額の平準化を目指す
- II 最終的な統一のかたち 3 案のいずれかを選択できるよう、保険料率の格差是正を図る

6. 松川町の中期的な対応方針

最終的な統一のかたちについては、今後も県と協議をしていくことにはなるが、県の示す「令和 9 年度までの国保運営の改革方針」（以下、「改革方針」という。）には対応できるよう、準備を進める。

具体的には、改革方針 I に沿った対応が必要となるが、これについては、下記のとおり、均等割・平等割の税額引き上げを実施する。なお、改革方針 II については、保険税算定方式の統一（3 方式化）を指しているが、当町においては令和 2 年度に資産割廃止済みにつき、対応不要である。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	【参考 R2 飯田】
応能割分(%)	57	56	55	53	53	52	52	58
所得割(%)	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	6.6
応益割分(%)	43	44	45	47	47	48	48	42
均等割(円)	15,000	16,000	17,000	18,000	19,000	20,000	20,000	16,500
平等割(円)	13,300	14,400	15,500	16,600	17,700	18,800	20,000	21,000
調定額(千円)	141,333	140,488	142,633	141,616	143,088	141,400	139,898	—